

「帝国の慰安婦」名誉棄損事件一審判決

(ソウル東部地方法院2016年1月13日判決)

[→韓国戦後補償裁判総覧](#)

[→HOME](#)

ソウル東部地方法院

第 1 4 民事部

判決

事件 2014가합104726 損害賠償 (기)

- 原告
- 1 イ オクソン
李玉善
 - 2 キムグンジャ
金君子
 - 3 キム スノク
金順玉
 - 4 ユ フィナム
柳喜男
 - 5 カンイルチュル
姜日出
 - 6 チョンボクス
鄭福寿
 - 7 パクオクソン
朴玉善
 - 8 キムウエハン
金外漢
 - 9 キムジョンブン
金貞分

原告ら住所 広州市 (以下略)

原告ら訴訟代理人 法務法人 ユル、担当弁護士 ヤンスンボン
梁承奉

- 被告
- 1 パギョハ
朴裕河
ソウル (以下略)
 - 2 チョンロジョンジュ
정종주
ソウル (以下略)

被告ら訴訟代理人 弁護士 ^{キムヒャンフン} 金香勳

被告ら訴訟代理人 法務法人ユジン、担当弁護士 ^{キムヨンチャン} 金容贊、^イ李

^{ミョンジュン}
明俊

弁論終結 2015年12月16日

判決宣告 2016年 1月13日

主 文

- 1 被告^{バギョハ}朴裕河は原告らに対し、各1000万ウォン及びこれに対する2014年7月11日から2016年1月13日まで年5%、その翌日から支払済みまで年15%の各割合による金員を支払え。
- 2 原告らの被告^{バギョハ}朴裕河に対するその余の請求及び被告^{チョンジョンジュ} 정종주に対する請求を各棄却する。
- 3 訴訟費用のうち、原告らと被告^{バギョハ}朴裕河の間に生じた部分の3分2は原告らが、その余は被告^{バギョハ}朴裕河が負担し、原告らと被告^{チョンジョンジュ} 정종주の間に生じた部分は原告らが負担する。
- 4 第1項は仮に執行することができる。

請求の趣旨

被告らは連帯して原告らに対し各3000万ウォン及びこれに対する本件訴状副本送達の日翌日から支払済みまで年20%の割合による金員を支払え。

理由

1 基礎事実

ア 原告らの地位

原告らは1932年から1945年頃まで中国、東南アジアなどに設置された日本軍慰安所において日本軍兵士らのために強制的な性行為に従事させられた者らであって、日帝によって強制的に動員されて性的虐待を受け、日本軍慰安婦としての生活を強要された被害者(日帝下日本軍慰安婦被害者に対する生活安定支援及び記念事業などに関する法律第2条第1号)としての地位を認定され、政府に「日本軍慰安婦被害者生活安定支援対象者」として登録された者らである。

イ 被告らの地位

被告朴裕河^{パギョハ}は別紙1目録記載の図書(以下「本件図書」という)の著者であり、被告 정종주^{チョンジョンジュ}は本件図書を出版した図書出版「根と葉」^{フリワイバリ}の代表である。

ウ 本件図書の構成及び内容

- 1) 本件図書は第1部「慰安婦とは誰か—国家の管理、業者の加担」、第2部「記憶の闘争—再び、朝鮮人慰安婦とは誰か」、第3部「冷戦終息と慰安婦問題」、第4部「帝国と冷戦を超えて」で構成されている。そのうち第2, 3部は被告朴裕河^{パギョハ}が2011年12月から2012年5月まで日本のインターネットメディアである「WEBRONZA」に連載した文章を翻訳したものであるが、被告朴裕河^{パギョハ}はこの部分について「繰り返しを避けるために多少修正はしたが、内容自体はほぼ変えなかった」と明らかにしている。
- 2) 具体的に本件図書の内容を見ると、第1部は第1章「強制連行と国民動

員の間」、第2章「慰安所で一風化される記憶たち」、第3章「敗戦直後—朝鮮人慰安婦の帰還」で構成されている。第1章では㉞これまで日本軍が慰安婦を直接連行したとされてきたが、紹介業者、抱主ら、管理人らが自分を連れて行ったという朝鮮人日本軍慰安婦被害者らの証言を引用し、慰安婦らを動員した主体として民間業者らがあり、戦時状況で慰安婦という存在を発想し募集し、不法な募集が横行しているという事実を知りながら募集自体を中止しなかったという点で日本軍の責任は大きい、これに積極的に加担した業者らの犯罪に対する法的責任を問うべきであり、慰安婦の強制性は目に見えない植民地主義と国家と家父長制の強制性にあるとする。㉟日本のからゆきさん（19世紀後半に貧困のために海外で性売買をしていた日本人女性）を紹介し、慰安婦の本質はからゆきさんの後裔として他国に行った男性たちを現地にとどまらせるために動員された「からゆきさん」として、性的慰撫を含めた故郷の役割をしたと叙述する。そして女性を慰安婦として商品化した業者や性売買をした利用者には朝鮮人も少なくなかったから、朝鮮人日本軍慰安婦を強制的に連行した直接の主体は業主であるとし、慰安婦の不幸をつくった原因は民族要因よりも貧困と男性優越主義的家父長制と国家主義であり、朝鮮が日本の植民地とされるにしたがい日本人の位置を朝鮮人女性が代替したのであるとする。㊱日本軍は早くから国家の拡張と共に存在していた売春施設を利用し、その需要が増加すると場所を増やして指定した所が慰安所であるが、われわれが知っている慰安所には以前から存在した遊郭施設まで含まれていた可能性が大きい。㊲慰安婦の状況は一つではないにも関わらず、われわれがもっていた朝鮮人日本軍慰安婦に対する認識は、挺身隊と慰安婦の混同、周辺加担者の消去、例外的事例を一般化した受容によってつくられたもので

あるとしている。

- 3) 第1部第2章では⑦朝鮮人日本軍慰安婦の基本的役割は軍人たちを身体的・精神的に慰安し、士気を鼓舞する役割であり、日本軍と愛も交わしたという。日本軍のなかにも良い人がおり、兵士と共感または憐憫を感じることもあり、慰安所で良い思い出もあったのにこれを否定しているとして、われわれの日本軍と朝鮮人日本軍慰安婦のイメージは証言の一面に過ぎないと叙述する。⑧そして慰安婦たちを強制労働させて搾取し暴行するなど過酷に扱ったのは業者であるから、慰安婦を連行した主体、従軍の主体は大部分仲介業者や抱主らであると叙述している。
- 4) 第1部第3章では、敗戦直後に慰安婦たちが日本軍によって虐殺されて帰って来ることができなかったと言われているが、証言を引用してこのようなことは事実とは異なると述べている。
- 5) 第2部は第1章「支援団体の慰安婦の説明」、第2章「一つだけの朝鮮人慰安婦の物語」、第3章「共謀する欲望たち」、第4章「日本人支援者らの問題」、第5章「日本人否定の心理と植民地認識」という構成で、慰安婦支援団体と日本の支援者ら、そして慰安婦を否定する日本人を批判する内容を扱っている。⑨まず韓国挺身隊問題対策協議会（以下「挺対協」という）が最初に「挺身隊」と「慰安婦」を区別しなかったために朝鮮人日本軍慰安婦に対する根本的な誤解が形成され、挺対協が提供する説明と情報は朝鮮人日本軍慰安婦について一つの公的な記憶だけを作ってきたのであり、朝鮮人日本軍慰安婦に関する物語を扱った小説、漫画、歌もただ一つの朝鮮人日本軍慰安婦の物語であると結論を下している。こうした情報が性奴隷という単語を定着させたが、性奴隷の主人は軍隊というより「業者」であり、何よりも彼女たちが総体的な被害者ではあるが、そうい

った面だけに注目して被害者の枠組みからはみ出る記憶を排除し隠ぺいしてはならないと批判する。④日本の支援者らについては、朝鮮人日本軍慰安婦の場合基本的に軍人と同志的関係を結び日本帝国に対する愛国行為の意味を帯びたにも関わらず、日本軍人だけを慰安婦の加害者とみるのでは慰安婦問題を解決できないと批判する。⑤最後に慰安婦を否定する日本人の見解を分析し、慰安婦とは売春婦であるという一つの像にのみ固執してきたが、自発性のなかに見えざる構造的な強制が存在し、売春婦という外見のなかには性奴隷という側面が存在したと反駁し、日本政府が主体となり強制連行をしたのではないとしても、不法な手段で行われるシステムを放置し、朝鮮人日本軍慰安婦らは日本のために愛国活動をしたものとみるべきなので、彼女らが積極的で主体的であったとしても慰安婦の存在を否定することはできないと叙述する。

6) 第3部は第1章「解釈の政治学—謝罪と補償をめぐる葛藤」、第2章「政治化された日本の支援運動」、第3章「韓国の支援運動の矛盾」、第4章「世界の考えを考える」、第5章「日本の政府に期待する—新たな措置に踏み切るべき三つの理由」で構成されている。⑥まず第1章では慰安婦問題の発生経過を紹介し、河野談話は慰安婦問題を軍の関与下で多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題であると認め、こうしたお詫びと反省の気持ちを表したのがアジア女性基金であるとしている。⑦第2章では慰安婦を日本社会の改革のための道具として使用する政治化された日本の支援運動を批判している。⑧第3章では挺対協が朝鮮人日本軍慰安婦の異なる姿を隠ぺいし、抵抗し闘うイメージだけを表現しており、挺対協がいつの間にか民族権力化され、個人の意思を許容していないと批判する。日本は犯罪を認めてはいないが、道義的責任を負うことによって罪を認め、基金と

調査を通じて真相究明をしており、公式謝罪と法的責任は実現可能性がなく根拠も十分ではないと叙述している。⑤最後に憲法裁判所の慰安婦に対する決定は被害者が提示した不正確な情報を根拠にして請求人らの手を挙げたものであり、挺対協の認識を超えられなかったとしている。⑥第4章では憲法裁判所などが根拠にしている資料を扱っているが、国連のクマラスワミ報告書は挺対協の慰安婦認識をそのまま受け入れた報告書なので、朝鮮人慰安婦をめぐる状況について正確に認識しているとはいいがたく、マクドゥーガル報告書も独自の調査を十分にしていないと見られるにもかかわらず、国連の報告書というだけで権威ある資料となったものであるとしている。米下院の慰安婦決議案、その後のカナダとEU等の決議は挺対協をはじめとする韓国の既存の慰安婦理解をそのまま踏襲していると批判する。国連委員会が最初は日本に対する韓国側の主張を根拠に勧告したが、2000年代以後にはこの問題について日本の法的責任が必要であると言っていないのに、挺対協をはじめとする支援者らはそのような世界の視角変化を公式的に語っていないと批判する。⑦第5章では日本政府が新たな措置に踏み切るべき三つの理由について叙述している。

7) 第4部は第1章「慰安婦と国家」、第2章「新たなアジアに向かって一敗戦70年、解放70年」で構成されている。⑧第1章では慰安婦問題は日本だけの特殊な問題ではなく、国家勢力を維持／拡張するための国家システムがつくった問題であり、そのために米軍基地に米軍のための基地村つまり「韓国型慰安所」が生まれ、これらもやはり米軍を相手にするまでの過程やその後の生活において日本軍慰安婦と異なるところがないとしている。冷戦を維持するための基地が存在する限り、彼らを慰安する名目で準備される慰安婦問題は無くならないと主張する。⑨続く第2章では植

民地時代に朝鮮人日本軍慰安婦は被害者であったが、植民地化された瞬間、植民地人として協力者でもあったにもかかわらず、われわれがそうした姿を否定していると批判する。㉞最後に慰安婦問題を解決するには朝鮮人慰安婦が誰であるのかを正確に知る必要があり、朝鮮人日本軍慰安婦を正しい朝鮮人闘士として存在させるのではなく、一人の個人に戻ることができるようにしてやらねばならないと主張する。慰安婦問題の解決は必要だが、立法解決は不可能であり、日本の帝国主義に先立って始まった西洋の帝国主義とそれらが残した冷戦的思考を超えた時に真正なアジア連帯が可能であると締めくくっている。

【認定根拠】争いのない事実。甲第1, 3, 4, 18号証（枝番号があるものは各枝番号を含む。以下同じ）の各記載、弁論全体の趣旨。

2 当事者の主張

ア 原告らの主張

被告朴裕河^{パギョハ}は本件図書中別紙2目録記載の下線の部分（以下「本件記載部分」という）のように、㉞朝鮮人日本軍慰安婦がその募集に応じて自発的に性を提供する売春をしたと強調し、㉟朝鮮人日本軍慰安婦を日本軍の「同志」であり戦争の「協力者」と表現したが、これは単純な意見ではなく事実の摘示であり、虚偽事実であるのみならず、虚偽か否かに関わらずそれ自体として社会から受ける客観的な評価を侵害する名誉毀損に該当するから、集団表示により原告らの名誉を毀損し人格権を侵害した。

被告 정종주^{チョンジョンジュ}は本件図書が原告らの名誉を毀損する内容を含んでいることを知りながら、図書出版「根と葉」^{ブリフイバリ}を通じて積極的に本件図書を制作、

配布、販売することにより被告朴裕河^{パギョハ}と共同で不法行為を行った。

したがって、被告朴裕河^{パギョハ}は民法第750条により、被告 정종주^{チョンジョンジュ}は民法第760条により、これによる原告らの損害を賠償する責任がある。

イ 被告らの主張

本件図書では日本軍慰安婦集団の個別構成員を名指ししたのではないから、集団名称による名誉毀損は成立せず、被告朴裕河^{パギョハ}は両国の相互理解を通じた韓日関係の改善を目的に本件図書を出刊したと主張する。

3 被告朴裕河^{パギョハ}に対する請求

ア 名誉毀損による不法行為の成立

1) 認定事実

ア) 日本軍は1932年上海事変当時、日本軍兵士による強姦事件が頻発し、現地人らの反発と性病などにより多くの問題が発生すると、その防止策としていわゆる「慰安所」を最初に設置し日本軍慰安婦を置き始め（岡村寧次中将の回顧録）、1937年7月、日中戦争により兵力を中国に多数送出すると占領地に軍慰安所を設置したが、1937年12月の南京大虐殺以後その数が増加した。これには軍人たちに「精神的慰安」を提供することにより、いつ終わるともしれない戦争から逃れたい軍人たちの士気を奮い立たせて不満を宥和し、占領地の女性に対する強姦による反日感情の高揚と性病などによる戦闘力低下等を防止し、とくに日本語を話せない植民地の女性を「日本軍慰安婦」として「雇用」することによって軍の機密が漏れる可能性を減らすという意図が含まれていた。

イ) 1941年からアジア太平洋戦争中、日本軍は東南アジア、太平洋地

域の占領地域でも軍慰安所を設置した。日本軍慰安婦の数は8万名から10万名、または20万名程度と推定されており、そのうち80%が朝鮮女性で、その余は台湾、中国、フィリピン、オランダなどの女性たちであった。

ウ) 1990年11月16日の韓国挺身隊問題対策協議会の発足と1991年8月の日本軍慰安婦被害者の公開記者会見を通じて日本軍慰安婦被害者問題が本格的に提起された。

エ) これに対し日本政府はこの問題に対する責任を否認し、日本軍慰安婦を民間の接客業者が軍の後を追って連れ歩いた商業的「売春婦」であると認識していることを示唆する発言をしたが、当時中央大学教授であった吉見義明が1992年1月に日本防衛庁防衛研究所図書館で日本軍が日本軍慰安婦の徴集に直接関与した関係公文書を発見し、被害者が出現したことにより日本政府は真相調査に着手し、1992年7月、慰安婦問題に対する政府の関与は認めるが強制連行を立証する資料がないという趣旨の1次調査結果を公表した。

オ) 一方、大韓民国政府も1992年1月頃国務総理傘下の17部署が参加する「挺身隊問題実務対策班」を組織して調査を行った後、1992年7月頃「日帝下軍隊朝鮮人日本軍慰安婦実態調査」という中間報告書を発表した。

カ) その後、日本政府は1993年8月4日に第2次政府調査結果と共に「慰安所の設置、管理及び慰安婦の移送については、旧日本軍が直接あるいは間接にこれに関与した。慰安婦の募集については、軍の要請を受けた業者が主としてこれに当たったが、その場合も、甘言、強圧による等、本人たちの意思に反して集められた事例が数多くあり、更に、官憲

等が直接これに加担したこともあったこともあり、慰安所における生活は、強制的な状況の下での痛ましいものであったと認め、問題の本質が重大な人権侵害であったことを承認して謝罪する」という内容の河野洋平官房長官の談話を発表した。

- キ) これに対し韓国政府は1993年6月11日「日帝下日本軍慰安婦に対する生活安定支援法」を制定して日本軍慰安婦被害者らに生活支援金を支給し始めたが、日本政府は朝鮮人日本軍慰安婦被害者に対する補償は韓日請求権協定によりすべて解決された状態であり、新しく法的措置を取ることはできないという立場を固守し、1994年8月31日、朝鮮人日本軍慰安婦被害者らの名誉と尊厳の毀損に対する道義的な責任により人道的な見地から個別的な慰労金または定着金を支給することが可能であり、政府レベルではなく民間レベルでアジア女性発展基金の設立等を模索するという立場を表明した。韓国、台湾等の日本軍慰安婦被害者らと挺対協等の支援団体はアジア女性発展基金の本質が日本政府の責任回避であると判断し、日本軍慰安婦被害者らを正当な賠償の対象ではなく人道主義的慈善事業の対象と見なす基金に反対の立場を表明し、韓国政府は日本政府に対してアジア女性基金の活動を中断すること要求したが受けいれられなかったため、上記基金から金を受け取らないことを条件に政府予算と民間募金額を合わせ、基金が支給しようとした4300万ウォンを日本軍慰安婦被害者らに一時金として支給した。
- ク) 国連人権小委員会は日本軍慰安婦問題について継続的な研究活動を行ってきたが、国連人権委員会の決議にもとづいて1994年3月4日に「女性に対する暴力特別報告官」に任命されたラディカ・クマラスワミ (Radhica Coomarsaswamy) が1995年にソウルと東京を訪問調査し、

平壤から資料を入手して1996年1月4日に作成した報告書は次のような内容を摘示し、第2次世界大戦の際に日本軍が慰安所制度を設置したことは国際法違反であり、日本国政府が法的な責任を負うべきであること確認し、国家レベルの損害賠償、保管中の関連資料の公開、書面を通じた公式謝罪、教科書改正、責任者処罰等を勧告する6項目の勧告案を提示し、1996年4月19日、第52次国連人権委員会は上記の報告書の採択する決議を行った。

○「慰安婦」という用語は被害者らが戦時の強制売春と性暴力を受けながら耐えねばならなかった苦しみ、日常的に度重なるレイプと身体的虐待といった苦しみをいささかも反映していないという意見に共感し、「軍性奴隷 (Military Sexual Slaves)」という用語がはるかに正確かつ適切な用語であると確信する。

○日本軍の直接統制下にあった最初の慰安所は1932年に上海に設置され、日本がその設置に公式的に関与した証拠があり、後の慰安所の典型となった。軍が慰安所を直接運営するというこの運営方式はこの現象がさらに広がるにつれて基本的な形態とはなりえなくなり、慰安所を直接運営することを希望する民間人は陸軍から準軍人の地位と階級を与えられ、慰安婦の輸送と慰安所の全般的な監督、衛生と全体的管理は軍の責任であった。慰安所の地理的な位置は戦争が進行した経路をたどっていたと見られ、日本軍が駐屯していたところであればどこにでも存在した。

○日本帝国の様々な地域で発見される慰安所の規定に関する数多くの多様な記録があるが、これらの規則は日本軍が慰安所に対しある程度直接的な責任をもち、慰安所のすべての事項についてどれほど緊密な関わり

を持っていたかをあらわしているだけでなく、日本軍隊が一つの制度と
なってしまった慰安所をどのように正当化し、設置したのかを明白に示
している。

○戦争が続き日本軍の数が増加するにつれて軍性奴隷の需要も増大し、自
発的な志願ではその需要を充足できなくなった。東アジアの多数の地域、
とりわけ朝鮮では詐欺と暴力が頻繁に利用されていたが、相当な数の被
害女性たち（大部分韓国出身）の証言を通じ、強制と詐欺が頻繁に利用
された事実をはっきりとみることができ、結局、日本人たちは暴力と露
骨な強制という方法によって軍の増加する需要に合わせてより多くの
女性たちを調達することができた。

○徴集過程に関する公式文書がなく、ほとんどすべての証拠は被害者ら自
身の口述証言だけであるが、徴集方法や様々な場面で軍と政府が明白に
関与していたという点についての東南アジアの極めて多様な地域出身
の女性たちの説明が一貫していることには論争の余地がなく、それほど
多くの女性たちがもっともらしい類似した話を作りあげたという推定
には全く賛同しがたい。ここで三つの種類の徴集方法が確認されるが、
それは、すでに売春婦であり自発的に働こうとした女性や少女たちを募
集した場合、食堂や軍人のために料理や洗濯をする報酬のよい働き口を
提供すると欺いて女性たちを募集した場合、最後に大規模な強制的かつ
暴力的な女性拉致の方法である。

○慰安所はたいてい有刺鉄線で囲まれ、徹底的に遮断、監視された。慰安
婦の動きは近くから監視されて制限を受け、多くの女性たちは決して兵
営の外に出ることができなかった。ある人たちは決まった時間には外を
歩くことができ、髪を切ったり、ある場合には映画を見にたまに出るこ

とができたというが、真の意味の移動の自由は厳格に制限されており、脱出ということはほとんど絶對的に不可能であった。

ケ) また、1998年8月12日の国連人権小委員会（差別防止少数者保護小委員会）では、上記のクマラスワミ報告書の内容を補強した特別報告官のゲイ・マクドゥーガル（Gay J McDougall）の報告書が採択されたが、上記報告書の付録として「第2次世界大戦中に設置された慰安所についての日本政府の法的責任の分析」が添付されている。この報告書は次のような内容を報告している。「日本政府と軍部が第2次世界大戦中にアジア全域にわたって強姦収容所の設立に直接的に関与した事実は明白であり、この収容所で日本軍により奴隷になった女性たちは日本が支配するアジアのいたるところに収容され毎日強制的に数え切れないほど強姦されたのであり、容赦のない身体的な虐待を受け性病にさらされ、この慰安婦を調達するために日本軍部は物理的な暴力、誘拐、強要とペテンを使用した。日本政府が作成した報告書に記載された①慰安所設置理由（反日感情の防止及び軍戦力の補強）、②時期と場所（戦争拡大と共に膨張）、③民間業者に対する軍の統制（日本軍部の開設許可、施設提供、慰安所規則の制定等設置と管理に直接関与）、④衛生状態に関する軍の監督、⑤移動の自由に対する制限、⑥募集方法（軍当局の要求を代弁する慰安所運営者らの依頼を受けた民間人斡旋業者）、⑦軍用船舶と軍車両により戦争区域に輸送されたという事実は、いわゆる「慰安婦」が民間人が経営する売春窟で働いたという繰り返される主張とは異なり、日本軍部によって直接的にあるいは日本軍部が完全に知りつつ支援した強姦収容所において奴隷になったことを明確に立証しており、彼女らの意思に反して捕らえられ、甚だしい規模で強姦と性暴力行為を

受けた」。そして慰安所を「強姦センター (rape center, rape camp)」と規定し、慰安所で強制的に性的奴隷状態に陥られた日本軍慰安婦に対する日本国政府の法的賠償責任を認め、慰安所設置に責任のある人たちの処罰問題と日本国政府の賠償が迅速に行われるべきであることを強調した。

コ) さらに米国下院は2007年7月30日に満場一致で日本軍慰安婦決議案を採択したが、その主要内容は、①日本政府は1930年代から第二次世界大戦の終戦に至るまでアジアの国々と太平洋諸島を植民地化し、又は戦時に占領する過程において日本帝国主義軍隊が強制的に若い女性たちを慰安婦として知られる性の奴隷とした事実を確実に明確な態度で公式認定するとともに謝罪し歴史的な責任を負うべきである。②日本政府は日本軍が慰安婦を性の奴隷として扱い、人身売買をしたとの事実がないとするいかなる主張に対してもはっきりと公開的に反駁しなければならない。③日本政府は国際社会が提示した慰安婦勧告に従い、現世代と未来世代を対象にむごたらしい犯罪について教育をすべきであること等である。その後、オランダ下院(2007年11月8日)、カナダ連邦議会下院(2007年11月28日)、ヨーロッパ議会(2007年12月13日)が20万名以上の女性たちを慰安婦として強制動員して犯した蛮行に対し日本政府の公式謝罪と歴史的、法的責任の認定、被害者らに対する補償、慰安婦強制動員の事実を現在と未来の世代に教育させること等を含めた決議案を順次に採択した。

サ) 国連人権理事会は2008年6月12日、日本軍慰安婦問題に関する各国の勧告と質疑を収めた実務グループ報告書を正式に採択し、国連のB規約人権委員会は2008年10月30日ジュネーヴで日本国の人

権についての審査報告書を発表し、日本国政府に対し日本軍慰安婦問題の法的責任を認め被害者多数が受け入れられる形で謝罪することを勧告した。

シ) 一方、大韓民国政府は2005年8月26日、「民官共同委員会」の決定を通じ、朝鮮人日本軍慰安婦問題等のような日本政府等の国家権力が関与した「反人道的不法行為」については韓日請求権協定によって解決されたものとはいえないから日本政府の法的責任が認められるとの立場を表明したが、日本政府は米下院の決議案採択、2008年国連人権理事会定期検討会議の慰安婦問題の解決を促す各国の勧告と質疑を収めた実務グループ報告書の正式採択に対抗し、①河野談話を通じたお詫び、②1965年協定を通じた法的問題の解決、③アジア女性基金の活動等を通じ日本軍慰安婦関連問題が完結されたと主張した。

ス) 朝鮮人日本軍慰安婦被害者らは、日本に対する日本軍慰安婦としての賠償請求権に関し、日本は1965年6月22日に大韓民国と日本との間に締結された大韓民国と日本国間の財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する協定第2条第1項によってすべて消滅したと主張して賠償を拒否しており、大韓民国政府は上記の請求権は上記協定によって解決されたものではないという立場であるから、韓日両国にこれに関する解釈上の紛争が存在し、大韓民国政府としては上記協定第3条が定める手続に従って解釈上の紛争を解決するための措置を取る義務があるにも関わらずこれを全く履行していないと主張し、2006年7月5日、このような不作為が請求人らの基本権を侵害し違憲であるとの確認を求める憲法訴願審判を請求した。

わが憲法裁判所は「日本政府と日本軍によって広範囲に行われた反人

道的犯罪行為について朝鮮人日本軍慰安婦被害者らが日本に対して有する賠償請求権は憲法上保障される財産権であるだけでなく、その賠償請求権の実現は無慈悲に持続的に侵害された人間としての尊厳と価値及び身体的自由を事後的に回復するという意味を持つものであるから、その賠償請求権の実現を妨げることは憲法上の財産権の問題に局限されず根源的な人間としての尊厳と価値の侵害と直接関連があるが、このような賠償請求権が「大韓民国と日本国の間の財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する協定」で消滅したか否かに関する両国間の解釈上の紛争を上記協定が定めた手続きに従って解決しないで大韓民国政府の不作為が被害者らの重大な基本権を侵害しており違憲」であると判断した。(憲法裁判所2011年8月30日宣告2006헌마788決定)

セ) 原告らは日本軍慰安婦として動員された当時の状況及び慰安所での生活について下記のように陳述する。

○原告、^{イオクソン}李玉善は「15歳だった1942年7月頃、朝鮮人の男2人が『つべこべ言わずに行こう』と口を覆い、トラックに乗せられて拉致され、中国延吉の日本軍部隊内の幕舎で強姦された。平日の少ない時は1～2名、通常10名程度、週末には30～40人の軍人の相手をさせられた。慰安婦らが言うことを聞かないと主人は軍人(憲兵)を呼んで暴行し、着るものも食べるも凄惨な水準で、軍人たちが飯を残せば慰安婦たちはそれを食べ、軍人たちがそれも残さなければ飢えた。」と陳述する。

○原告、^{ベクオクソン}朴玉善は「18歳だった1941年、工場に就職させてやるという話で軍隊の天幕のようなものが被せられた汽車に乗って中国に行くこ

とになったが、汽車を降りた後は軍用車に乗って日本軍部隊とは少し離れたところに位置する慰安所で一日に10～15人以上の日本軍人を相手にし、軍人病院で身体検査を受けた。洗濯に行く時も軍人たちが監視した。」と陳述する。

○原告姜日出^{カンイルチュル}は「16歳だった1943年秋頃、報国隊を選抜するという日本巡査に強制的に連れられて故郷尚州から中国瀋陽を経て牡丹江まで行き、牡丹江で降りると軍用車で軍部隊の中に入り軍医官から婦人科検査を受けた。病気の時も軍人を相手にしなければならなかった。腸チフスに罹ると軍人たちは私を焼き殺そうと山に連れて行ったこともあった。」と陳述する。

○原告金君子^{キムグンジャ}は「17歳だった1942年、軍服を着た男に中国琿春に強制的に連れて行かれた。多いときは一日に40人程度の軍人の相手をして、毎週金曜日に軍医官が性病検査等をした。生理の時も休めず、軍人たちがたくさん来る日には一日に40人を相手した。日本語を聞き取れず日本軍将校に殴られて鼓膜が破れた。」と陳述する。

○原告、金順玉^{キムスノク}は「20歳だった1942年頃、工場に行けば金を稼げるというある朝鮮人男性の話で、どこに行くかも知らされないまま中国牡丹江に行った。逃げて捕ったら殺されるので逃げようとは考えられなかったし、一緒にいた慰安婦の中には自殺した女もいる。」と陳述する。

【認定根拠】争いのない事実、甲第5，6，10ないし12，18，
19号証の各記載、弁論全体の趣旨

2) 朝鮮人慰安婦の実態

ア) 日本軍の関与

国連人権小委員会の各種報告書、河野洋平官房長官の談話、国内外朝鮮人日本軍慰安婦に関する学術研究結果等によれば、①上記のように日本軍は反日感情を防止し、軍戦力補強のために慰安所設置を直接起案して指示した点、②日本帝国の敗戦後の大々的な公文書の焼却のため、日本軍が朝鮮総督府に朝鮮人日本軍慰安婦募集を要請した公文書は発見されなかったが、日本軍が朝鮮人慰安婦募集のために朝鮮総督府に要請したという島田俊彦の「関東軍（1965刊行）」の記載、これに従い8000名の朝鮮人日本軍慰安婦が実際に募集されたという前関東軍後方担当参謀の原四郎の記載等に照らせば、植民地であった朝鮮は占領地とは異なり日本軍が前面に出ることなく「朝鮮総督府」と「朝鮮軍司令部」に慰安婦の募集を要請し、要請を受けた「朝鮮総督府」と「朝鮮軍司令部」は民間業者を選定し、選定された民間業者らは警察又は面長らを帯同して威圧的な雰囲気を作ったり民間業者の話の信ぴょう性を高めて、「特志看護婦」、「軍看護補助員募集」等として募集を行ったり、女中、食堂従業員などに就業させてやると欺罔して募集した点、③民間業者による募集の過程においてこのような略取、誘引、就業詐欺等の不法行為があったにも関わらず、日本軍と警察はこれを黙認し、むしろ一部軍人と警察が直接拉致したり就業詐欺によって誘引した複数の事例が一部朝鮮人日本軍慰安婦らの陳述に見出される点、④それにとどまらず、民間業者と朝鮮人日本軍慰安婦は日本軍慰安婦の輸送過程において軍用船や日本国籍船舶を利用し、渡航に必要な身分証明書の発行を受ける等、日本政府と日本軍から特別の便宜を提供されていた点、⑤民間業者が運営する軍専属慰安所の場合、形式上民間の業者が経営者とされているが、民間業者に対する慰安所

の運営許可と慰安所規定等が日本軍により制定され、民間業者は記録日誌を作成して軍の慰安所責任者に報告し、軍医官が慰安所の衛生管理責任者として慰安所を管理し、経理担当将校が慰安所の経理を監督していた点、⑥日本軍慰安婦らが軍部隊等に付属した慰安所に連れて来られた後に初めて自らの置かれた状況を悟って抵抗すると日本軍等が暴力・脅迫によってこれを制圧し、本件図書に記載されたように民間業者によって統制されたことが多かったとしても、上記のように民間業者は軍に慰安所の実態を報告して指示を受けていたため、実際には日本軍が慰安所を管理したということが出来る点等を総合すれば、日本軍による朝鮮人日本軍慰安婦の強制動員の事実を否定することはできない。

イ) 被害者の地位

朝鮮人日本軍慰安婦らは適切な衣食住や休憩時間を保障されず、本人らの意思に反して一日に多いときは20～30人の軍人を相手せねばならず、これを拒否した場合には殴られたりひどい場合には殺されることもあった。彼女らは慰安所で最小限の人間らしい生活と身体の自由を保障されないまま、性的快楽の提供を強要された「性奴隷」と異なることのない被害者に該当する。

1945年8月15日の光復以後も肉体的・心理的な「トラウマ」は生涯持続し、これによって結婚できなかつたり、結婚しても慰安所における集団強姦と薬物治療又は性病に感染したことにより妊娠できない等、正常な結婚生活ができない場合が多かった。また、日本軍慰安婦であったという羞恥心、日本軍慰安婦生活によってもたらされた肉体的・精神的な病、周囲の否定的な視線等のために故郷に帰ること

ができなかったり、帰った場合でも正常な社会生活ができず、日本軍慰安婦被害者の記者会見により我が社会が朝鮮人日本軍慰安婦の痛みについて関心を持つまで50年間、日本軍慰安婦として経験した苦痛について話すことができず、社会的・経済的に疎外されたまま生きてきた。

3) 被害者特定の有無

ア) 関連法理

いわゆる集団表示による名誉毀損は、名誉毀損の内容がその集団に属する特定人に対するものとは解釈し難く、集団表示による非難が個別構成員に至る時には非難の程度が希釈され構成員個々人の社会的評価に影響を与える程度には至らないと判断される場合には構成員個々人に対する名誉毀損が成立しないというものであるが、構成員個々人に対するものと見なすことができるほど構成員数が少ない場合や、当時の周囲の状況などから見て集団内の個別の構成員を指称するものと見なすことができる場合には集団内の個別構成員が被害者として特定されるというべきであり、その具体的な基準として集団の大きさ、集団の性格及び集団内での被害者の地位等を挙げることができる（大法院2003年9月2日宣告2002다63558判決、大法院2006年5月12日宣告2004다35199判決等参照）

イ) 判断

本件図書の全体的な趣旨と目的は「日本軍慰安婦のうち朝鮮人日本軍慰安婦に対する既存の認識」と「朝鮮人日本軍慰安婦と支援団体の慰安婦問題解決方式の問題点」を批判しつつ、これとは異なる朝鮮人日本軍慰安婦の姿を知らしめ、これを通じて著者の問題解決方式を提示するこ

とにある。具体的には、被告朴^{パギョハ}裕河は「慰安婦問題が10年間解決されないでいるのはこれまでの批判の形式と内容に問題があり、これによって嫌韓感情だけが大きくなったとして、現在の方式では慰安婦問題は解決されない（序文参照）」、「日本が慰安婦問題についてそれなりの謝罪と補償を行ったにも関わらず韓国人慰安婦らと支援団体がこれを受け入れず、日本政府と世界に対して謝罪と補償を要求しているとして、現在の慰安婦問題とは実はこの数十人の慰安婦と支援団体が主体となった韓国人慰安婦の問題でもある（171頁下段参照）」と叙述していること等に照らしてみれば、「日本軍慰安婦」のうち一部を指称しつつ、日本を相手に謝罪と補償を要求する「韓国人慰安婦」又は「朝鮮人慰安婦」という手がかりを示すことによりその一部を特定している。

ところで韓国社会の雰囲気上、自分が日本軍慰安婦であったことを明らかにした人は極少数に過ぎず、こうした事実は公開しない限り外部からは知ることができないので、結局日本軍慰安婦であったという事実を公開した人を中心に「朝鮮人日本軍慰安婦」という集団が構成される。大韓民国政府が1993年6月11日に「日帝下日本軍慰安婦に対する生活安定支援法」を制定して「日本軍慰安婦被害者」登録を通じた支援事業を始めて以来、「日本軍慰安婦被害者」として政府に登録した「朝鮮人日本軍慰安婦」は238名程度であり、現在生存している「朝鮮人日本軍慰安婦」は46名程度に過ぎず、個別構成員の特定が可能な数字である。そして原告をはじめとして政府に登録された慰安婦を中心に学術調査、言論報道が行われ、日本政府に謝罪及び法的責任を粘り強く主張しているので、国内的に彼女らが「朝鮮人日本軍慰安婦」としてよく知られている。

したがって、上記のような摘示された集団の性格、集団の著名性、集団内での原告らの地位、構成員の規模、本件図書の表現等の状況からみると、本件図書を読む読者らに「日本軍慰安婦」ないし「朝鮮人慰安婦」が日本政府に謝罪と法的責任を要求する集団内の個別構成員である原告らを指称するものと十分に見なすことができるから、原告らは本件名誉毀損の被害者として特定されたといえることができる。

4) 具体的事実の摘示の有無

ア) 関連法理

(1) 民法上不法行為となる名誉毀損とは、人の品性、徳行、名声、信用等人格的価値について社会から受ける客観的な評価を侵害する行為を言い、被害者の社会的評価を低下させるだけの具体的な事実の摘示がなければならないが、客観的な評価を侵害するものである以上意見や論評を表明する表現行為によっても成立することがあり、ただ意見や論評が事実の摘示を前提としない純粋な意見又は論評である場合にのみ名誉毀損による損害賠償責任が成立しない（大法院2000年7月28日宣告99다6203判決参照）。事実の摘示とは価値判断や評価を内容とする意見表現に対置される概念であり、時間的・空間的に具体的な過去又は現在の事実関係に関する報告ないし陳述を意味するものであり、その表現の内容が証拠により立証が可能なものを言う（大法院1998年3月24日宣告94도2956判決等参照）。

(2) その表現が事実を摘示するものか、それとも単純に意見もしくは論評を表明するものか、または意見または論評を表明するものであるならばそれと同時に黙示的にでもその前提となる事実を摘示してい

るか否かの区別は、当該表現の客観的な内容とともに一般人が普通の注意でその表現に接する方法を前提として、そこに使用された語彙の通常の意味、全体的な流れ、文句の連結方法等を基準に判断されるべきであり、これに加えて当該表現が掲載されたより広い文脈や背景となる社会的な流れ等も共に考慮されるべきである（大法院2008年1月24日宣告2005다58823判決、大法院1999年2月9日宣告98다31356判決等参照）。このような事実の摘示は事実を直接的に表現した場合に限定されるのではなく、間接的で迂迴的な表現によってもその表現の全趣旨に照らしてそのような事実の存在を暗示し、またこれによって特定人の社会的価値ないし評価が侵害される可能性が存在する程度の具体性があれば充分である（大法院1991年5月14日宣告91도420判決等参照）。争いとなる表現の客観的意味はその言語的文脈及びその表現が成り立った周辺状況によって決定されるものであるから、たとえ報道内容中の一部の趣旨が明らかでなく誤解の可能性があると、そこに相手方に対する批判が付加されているとしても、その報道内容中の他の記載部分と共に全体的・客観的に把握することなく趣旨が不明な一部内容だけを切り離して名誉棄損的な事実の摘示であると断定してはならず（大法院2008年5月8日宣告2006다45275判決等参照）、表現行為者の内心の意図や相手方の個人的利害損失等、主観的な事情によってその表現の客観的意味が左右されるということもできない（大法院2009年4月9日宣告2005다65494判決等参照）

(3) 表現行為者が他人に対して批判的な意見を表明したという事由だけでこれを違法ということはできないが、仮に表現行為の形式及び内

容等が侮辱的で軽蔑的な人身攻撃に該当し、又は他人の身上について多少の誇張を超えて事実を歪曲する公表行為をすることによってその人格権を侵害するならば、それは名誉毀損とは別の類型の不法行為を構成しうる（大法院2009年4月9日宣告2005다65494判決参照）。

イ) 判断

以下においてはこのような法理を基礎として、本件記載部分が具体的事実の摘示による名誉毀損に該当するか、事実の摘示に該当しないとすれば原告らに対する別途の不法行為が成り立つのかを検討する。

○番号2, 3, 4, 5, 11, 12, 26 : 名誉毀損 訳注1

2	32 頁	<u>(省略)</u>
3	33 頁	「慰安婦」の本質を見るためには、(省略) まず知る必要がある。
4	38 頁	それに応じて業者に依頼する場合もあっただろうが、 <u>(省略)</u>
5	38 頁	しかし、 <u>(省略)</u> いわば需要を作ったことが、直ちに強制連行の証拠となるものではない。
11	112 頁	朝鮮人女性が慰安婦になったのは今日でもまだ、他の経済活動が可能な文化資本を持つことができない <u>(省略)</u>
12	120 頁	慰安婦問題を否定する人々は「慰安」を「売春」としか考えず、私たちは「強姦」に他ならないと理解したが、 <u>(省略)</u> 。つまり、「慰

訳注1 以下、本件図書の表現を示す表中の下線部分の大部分は、出版差止仮処分事件において裁判所が慰安婦被害者らの名誉を毀損する表現であると認めて差し止めを認めた部分であるので、あえて訳出しないことにした。なお、日本語版「帝国の慰安婦」は本件図書と構成が異なっているので、頁数は日本語版と対応しない。

		安」は過酷な食物連鎖構造の中で実際に金を稼ぐ者は少なかったが <u>(省略)</u> 。
13	130 頁	アヘンはその日その日の苦痛を忘れるための手段だっただろう。し かし、証言によるとほとんどは「主人」や商人を通じた直接使用だ った。 <u>(省略)</u> 。
26	246 頁	1996年時点で <u>(省略)</u> たちであることを知っていたのだ。

㉞本件図書の全体的な流れ

本件図書を全体的に見ると、他国の日本軍慰安婦とは異なり朝鮮人日本軍慰安婦の大部分は管理売春が中心であった（110ページ）ということ的前提に、朝鮮人日本軍慰安婦の原因はからゆきさんと同様に貧困と男性優位主義的家父長制、国家主義という社会的構造にあり、日本だけの特殊な犯罪ではなく、そのため朝鮮人日本軍慰安婦は表面的には自由で「自発性」があったが、実際には「構造的強制の中の選択」だったという趣旨で叙述している。

㉟この部分が記載された周辺文章と全体的流れ

i) 「慰安婦とは誰か」という主題の下に、被告朴裕河^{パギョハ}は朝鮮人日本軍慰安婦の本質は貧しい植民地女性が民間業者の欺罔、暴行等により慰安婦として動員され、男性たちを現地にとどまらせるために国家の必要により性的慰撫をするようになった、からゆきさん（19世紀後半に貧困のために海外で性売買をしていた日本人女性たち）の後裔であるとか、からゆきさんのような二重性を持った存在であり、朝鮮人日本軍慰安婦の原因は貧困と男性優位主義的家父長制、国家主義であって、日本人娼妓と基本的に同じであると叙述している。

ii) 挺対協が提供する朝鮮人日本軍慰安婦についての情報、形成する認識について批判しつつ、朝鮮人女性が日本軍慰安婦になった情況はアジア太平洋の他の女性たちと異なり、植民地の貧困と人身売買組織の活性化など全体社会構造の結果であるから、今日の貧しい女性たちが売春業に従事するのと同じ構造であるとしている。日本に責任を取らせるためにはその罪状を明確にする必要があるとして、朝鮮人日本軍慰安婦の「慰安」は日本軍慰安婦を否定する者たちが考える「売春」と「強姦」をすべて含むと叙述する。

iii) 続いて、朝鮮人日本軍慰安婦の実際の肉声を使って朝鮮人日本軍慰安婦の話を扱ったアニメーション「少女物語」は実際の証言では業者の主人が阿片注射を打ったのに軍人が打ったように描かれているとして、阿片本来の用途（気分を高ぶらせるとか苦痛を忘れるため）を無視して日本軍の悪行として脚色したと批判し、軍人とともに使用した場合はむしろ楽しむためのものと見るべきであると叙述している。

iv) 「クマラスワミの国連報告書」の慰安婦認識を分析し、この報告書も日本軍慰安婦を根本的に売春する女性であると認識していたとして、その部分だけは正確であると叙述している。

㊦表現方法、文句の連結方法、使用された語彙の通常の意味、社会的流れ

i) この部分で被告朴^{パギョハ}裕河は朝鮮人日本軍慰安婦を「からゆきさん」に比喻し、「慰安婦の本質はからゆきさんの後裔である」、「一般的な慰安婦の大多数はからゆきさんのような存在とみるべきである」、「基本的に」、「根本的に」という断定的表現を使っている。これと

ともに、からゆきさんのように民間業者らが主体となって朝鮮人日本軍慰安婦の募集と管理に積極的に関与したことに焦点を当て、朝鮮人日本軍慰安婦の主な原因として「構造的強制性」と「貧困」、「収入性」のみを強調する一方で、日本軍による強制動員は例外的な状況であるとし、次の章では慰安所で日本軍と同志的關係で愛をかわして平和であったという内容を叙述している。

ii) そして阿片とは中毒になると人間の肉体と精神を荒廃させる物質であるからこれに中毒させることは悪行であると認識した上で、実際の慰安婦証言によればその悪行の主体は日本軍ではなく民間業者だったにもかかわらず日本軍であると脚色したと批判し、朝鮮人日本軍慰安婦が日本軍と阿片を使ったのは性的快樂のためであると叙述している。

iii) 被告朴^{パギョハ}裕河が使った用語である「からゆきさん」、「日本人娼妓」、「売春」の通常の意味は経済的対価を受けて性的なサービスを提供する者またはその行為を意味し、一方「性奴隷、強要された売春、強制売春」は性的サービスを提供したとしても、性的意思決定の自由がないという点においてその意味と認識が全く異なる。

iv) その上、背景となった社会的流れの中で性売買行為、阿片が持つ違法性と娼妓、売春、阿片についての社会的、倫理的認識などを総合的に考慮すると、この部分は一般読者に「朝鮮人日本軍慰安婦」が「本人の意思と関係なく強制に連行されて性奴隷のような生活を送った人々」という認識よりは、「仕事の内容が軍人を相手とする売春であることを認知した状態で生活のために本人の選択により慰安

婦になり（被告朴裕河^{パギョハ}が叙述したように構造的強制によりやむをえずにした選択も含まれる）、経済的対価を受け性売買をする売春業に携わる者」という事実と「慰安所で日本軍と性的快樂のために阿片を使用した者」という事実を暗示する。

v) 結局これは日本政府と日本軍の強要によって自分たちの意思に反して日本軍慰安婦となり性奴隷のような生活をしたと主張する原告らの社会的評価を低下させる具体的な事実の摘示にあたる。

㊦ これに対して被告朴裕河^{パギョハ}は朝鮮人日本軍慰安婦を売春婦という理由で非難、差別するために使用したのではないと主張するが、ある表現が名誉毀損的な事実^①に該当するか否かは表現行為者の主観的な意図やその相手方の主観的利害関係によって判断するものではなく、その表現が持つ客観的意味、すなわち摘示された事実に対する社会通念による客観的評価によって判断すべきであるから、被告朴裕河^{パギョハ}の主張は受け容れられない。

○番号 1, 6, 7, 8, 9, 10, 14, 15, 16, 17, 18, 20, 21, 22, 23, 24, 27, 28, 30, 31, 32, 34 : 人格権侵害

1	19 頁	<p><u>(省略)</u> 国家のための軍人たちの犠牲に対する補償はあるのに、なぜ慰安婦にはないのかと言うのが、この本の関心事であり主張でもある。そして結論からいえば、このような千田の視角は後に出てきた<u>(省略)</u>であった。</p>
6	61 頁	<p>彼女たちが「皇国臣民誓詞」を覚え、何かの日には「国防婦人会」の服に着替えて着物の上にタスキをかけて参加したのはそのためだ</p>

		<p>った。それは国家が勝手に課した役割であったが、そのような<u>(省略)</u>は十分想像することができる。</p>
7	62 頁	<p>「応募した時もそうでしたが、このような身体になった私でも軍人たちのために働くことができる、お国のために身体を捧げることができると考え、彼女たちは喜んでいました。そのため、自由になって内地に帰ってもまた身体を売る仕事をするしかないことを知っていたため、女性たちは軍人のために全力を尽くすことができたのです。もちろん、お金も稼ぎたかったでしょうけれど、(26頁)」</p> <p>もちろん、これは日本人慰安婦の場合だ。しかし、<u>(省略)</u>とみななければならない。</p>
8	65 頁	<p>家族と故郷を離れ遠い戦地で明日になれば死ぬかもしれない軍人たちを<u>(省略)</u>。その基本的な役割は多くの例外を生んだにせよ「日本帝国」の一員として要求された<u>(省略)</u>。</p>
9	67 頁	<p>そうだとしても、そこにこのような形の愛と平和が可能であったことは事実であり、それは<u>(省略)</u>だったからであった。問題は彼女たちには大事であった記憶の痕跡を彼女たち自身が「全て捨ててしまった」という点である。「そのままにしておくとも問題になるかもしれない」と言う言葉は、<u>(省略)</u>であったということを示す言葉でもある。</p>
10	99 頁	<p>ビルマのヤンゴン（ラングーン）にいて戦争最終段階で爆撃を避けタイに避難していたこの慰安婦もやはり日本軍の案内で日本まで来てから帰国した場合だ。彼女たちが<u>(省略)</u>それはたとえ彼女たちが過酷な性労働を強要されていた「被害者」だとしても「帝国の一</p>

		員」であった以上、避けられない運命であった。
14	137 頁	日本人・朝鮮人・台湾人「慰安婦」の場合「奴隷」的であっても <u>(省略)</u> 。つまり「帝国日本」の女性として軍人を「慰安」することが彼女たちに与えられた公的な役割であった。彼女たちの性の提供は基本的には <u>(省略)</u> 。
15	158 頁	このような意味から見たとき <u>(省略)</u> 。
16	160 頁	<u>むしろ (省略) 。</u> (「和解のために」)。
17	160 頁	植民地人として、そして「国家のために」戦うとの大義名分を持っている <u>(省略)</u> 。
18	190 頁	一個人としての「慰安婦」のもう一つの記憶が抑圧され封鎖されてきた理由もそこにある。 <u>(省略)</u> 。「慰安婦」たちに個人としての記憶が許されなかったこともそのためである。彼女たちは、あたかも解放後の人生を飛び越えてもしたように、いつまでも「15歳の少女被害者」であるか、「戦う闘士ハルモニ」にとどまらねばならなかった。
20	205 頁	しかし、実際には朝鮮人慰安婦は「国家」のために動員され <u>(省略)</u> 者たちでもあった。大使館前の少女像は彼女たちのこのような姿を隠蔽する。
21	206 頁	彼女たちが解放後、帰ってこれなかったことには日本だけではなく、我々自身のせいでもあった。即ち、「汚れた」女性を排斥する純潔主義と家父長的認識も長い間、彼女たちを故郷に帰れなくした原因であった。しかし、そこにあるのは単に性的に汚れた記憶だけではな

		い。 <u>(省略)</u> 。言うならば、「汚された」植民地の記憶は「解放された韓国」には必要なかったのである。
22	206 頁	そうした「被害者」少女にマフラーを巻いてやり靴下を履かせ傘をさしてやる人々が、彼女たちが <u>(省略)</u> という事実を知ったら、同じ手で彼女たちに後ろ指をさすかも知れない。
23	207 頁	<u>(省略)</u> し、一つのイメージ、抵抗して闘争するイメージのみを表現する少女像は、協力しなければならなかった慰安婦の悲しみは表現できない。
24	208 頁	<u>(省略)</u> 。
27	265 頁	<u>(省略)</u> 。
28	265 頁	その理由は、「朝鮮人慰安婦」が「戦争」を媒介とした、明確な被害者と加害者の関係に分けることができる存在ではなく、植民地支配下で動員された「帝国の被害者」でありながら、 <u>(省略)</u> 。
30	294 頁	彼女らが <u>(省略)</u> 。
31	294 頁	彼女たちが「娘子軍」と呼ばれたのは <u>(省略)</u> 。
32	294 頁	<u>(省略)</u> 。
34	306 頁	中国やオランダのような日本の敵国の女性たちの <u>(省略)</u> 少女像を通じて彼女たちを「民族の娘」としてつくりあげるのは、家父長制と国家の犠牲者だった「慰安婦」を再び国家のために犠牲にさせることであるだけだ。

- i) 本件図書を全体的に見ると「朝鮮人日本軍慰安婦」についての既存認識と解決方法を批判しつつ著者なりの慰安婦問題解決方法を提

示する内容で構成されており、上記部分を含む第1部は「朝鮮人日本軍慰安婦」の姿を紹介し、第2、3部は朝鮮人日本軍慰安婦を支援し又は否定する側が持っている朝鮮人日本軍慰安婦について見解（第2部）と解決方法を批判する内容が主になっている。

まず番号1は本件図書の最初の部分であり、一番最初に千田夏光が日本軍慰安婦について本を書くことになった動機を紹介し、千田夏光の分析について肯定的な評価をした後、この本を主に引用して業者たちが関与したという自身の見解を裏付けているので、被告朴^パ裕河^{ギョハ}の千田夏光の分析に対する主観的評価であって、意見の表明に該当する。

番号6、7は朝鮮人日本軍慰安婦の役割が性的欲求を受け入れてやることだけでなく、負傷兵看護、洗濯と針仕事など精神的慰安まで要求されたと紹介した上で、朝鮮人日本軍慰安婦たちはこのような過酷な生活に耐えるために自身の役割について矜持を持っていたであろうと推測ないし評価した被告朴^パ裕河^{ギョハ}の意見表明に該当する。

番号8、9、10は朝鮮人日本軍慰安婦たちの陳述中一部を引用して既存の慰安所と異なる生活を紹介した上で、これに対する評価をしたものであって、被告朴^パ裕河^{ギョハ}の意見表明に該当する。

番号14ないし17は日本人支援者及び朝鮮人日本軍慰安婦を否定する日本人の見解を批判し、植民地制度と帝国の概念を利用して自身の見解を裏付ける根拠として、番号18ないし24は国内挺対協の慰安婦解決方法を反駁するための根拠として朝鮮人「日本軍慰安婦と軍人の関係」と「朝鮮人日本軍慰安婦の役割」を評価した意

見表明に該当する。

番号27、28部分の場合日本政府を相手として新しい措置に出ねばならない三つの理由のうち未完の1990年代謝罪と補償を説明し、その根拠として「日本帝国」の視角から「朝鮮人日本軍慰安婦」を分析評価し、番号30、31、32、34部分も「朝鮮人日本軍慰安婦」の役割と意義について評価したものであるから、結局これらの部分は被告朴裕河^{パギョハ}の主観的評価であって意見表明と見るのが妥当である。

ii) しかし被告朴裕河^{パギョハ}がこのよう表現した文句が意見表明に該当するとしても、前記のように朝鮮人日本軍慰安婦たちは本人の意思に反して日本帝国と日本軍によって日本軍慰安婦として強制動員され、最低限の人間らしい生活も保障されないまま性奴隷のような生活を強要された被害者の立場にあったところ、被告朴裕河^{パギョハ}の上記のような意見は朝鮮人日本軍慰安婦たちが奴隷のような生活に「矜持」を持っており、加害者である日本軍と「同志的關係」であり、日本帝国に「協力」して「愛国行為」をしたという認識を与えることにより被害者の地位をはなはだしく歪曲している。

さらに大韓民国制憲憲法はその前文で「悠久の歴史と伝統に輝く我ら大韓国民は己未三一運動により大韓民国を建立し、世の中に宣布した偉大な独立精神を継承し、いま民主独立国家を再建するにおいて」と述べ、附則第100条では「現行法令はこの憲法に抵触しない限り効力を有する」と規定し、附則第101条は「この憲法を制定した国会は檀紀278年8月15日以前の悪質な反民族行為を処罰する

特別法を制定することができる」と規定した。また現行憲法もその前文で「悠久な歴史と伝統に輝くわが大韓国民は3・1運動により建立された大韓民国臨時政府の法統と不義に抗拒した4・19民主理念を継承し」と規定している。また、日帝強占下反民族行為真相究明に関する特別法では日本帝国主義のために行った親日反民族行為の真相究明について規定しており、親日反民族行為と決定されればその対象者の社会的評価が侵害され憲法第10条に由来する一般的人格権が制限を受けることになり（憲法裁判所2010年10月28日宣告2007憲ガ23決定等参照）、本件図書に記載された被告朴^パ裕河^{ギョハ}の上記のような意見表明により朝鮮人日本軍慰安婦らが日本帝国に協力して愛国活動をしたとの評価を受けることになれば、少なくとも我が社会ではその人格権を深刻に侵害されることになる。

したがって被告朴^パ裕河^{ギョハ}の上記のような意見表明はその表現行為の形式及び内容から原告たちを含む朝鮮人日本軍慰安婦らの被害者性を否定し、むしろ加害者である日本帝国に協力し日本軍と同志的關係において愛を交わし日本のために戦争をともに遂行し、愛国活動を行い、このような役割に矜持を持っていたという印象を与えている。これは多少の誇張を越えて原告らの被害者という事実を歪曲することによって原告らの人格権を深刻に侵害しているとするのが妥当である。

○番号19, 25 : 不認定

19	191 頁	しかし国家が軍隊のための性労働を当然視したことは事実だが、当時法的に禁止されていなかった以上、それについて「法的責任」
----	-------	---

		を問うのは難しいことである。また(省略) (日本軍の公式規律が強姦や無償労働、暴行を制御する立場であった以上) 強制連行に対する法的責任が日本国家にあるとは言い難い。つまり慰安婦らに行われた暴行や強制的な無償労働に関する被害は一次的には業者と軍人個人の問題として問うしかない。
25	215 頁	しかし日本政府は謝罪し、2012年春にも再び謝罪を提案した。そしてこれからも挺対協が主張する国会立法が行われる可能性はない。その理由は1965年の条約、そして少なくとも(省略)という点、あるとすればどこまでも例外的な事例であって個人の犯罪としてみるしかなくその限りで「国家犯罪」だといえない点にある。

前記のように、日本軍慰安所の設置、募集、運営過程等において日本軍の広範囲の関与があり、特にその募集過程では一部の日本軍や警察が朝鮮人を拉致及び誘引した様々な事例が発見された点等に照らし、「強制連行」と「強制労働」自体を国家と軍が指示せず、「強制連行」という国家暴力がなかったという被告朴裕河^{パギョハ}の意見に、にわかには同意することはできない。

しかしこの部分は全体的に朝鮮人日本軍慰安婦支援運動を批判する過程で叙述された表現であり、挺対協の主張に対して反駁しているので、このような全体的な流れと異なる記載部分を総合して見ると、この部分等は挺対協の立法要求主張を摘示した後に反駁の根拠として強制連行の主体と国家犯罪について評価しつつこれを批判する意見を表明したものであり、被告朴裕河^{パギョハ}が主観的に日本の国家責任を否定したとしても原告らに対する社会的価値ないし評価が客観的に低下すると

は言い難く、被告朴裕河^{パギョハ}の意見表明に該当するとみるのが妥当である。

さらに、このような意見表明が原告らに対し侮辱的であるとか、人身攻撃的であるとは言い難い。

○番号29、33：名誉毀損

29	291 頁	<u>(省略)</u> 、アジア太平洋戦争期の「慰安所」の最大の供給源」（110ページ）とされて、生じた存在であった。
33	296 頁	そして、 <u>(省略)</u> を私たちが否定してきたこともやはりそのような欲望、記憶と無関係ではない。

被告朴裕河^{パギョハ}は第4部第2章において慰安婦は明治初期から存在し日本の戦時にだけ存在したのではなく、日本の戦争が本格化して植民地支配下にあった朝鮮人たちが上記制度に編入されたものが朝鮮人日本軍慰安婦であるとか、この人々の「被害者性」のみを記憶し「自発的に行った売春婦というイメージ」、「植民地人として日本に協力したイメージ」を否定しているという趣旨で叙述している。

ここに使用された「公娼制度に編入」、「自発的」「売春婦」という用語の通常の意味を上記のような本件図書の全体的流れ及び第1部の内容と結びつけて見ると、一般読者に「朝鮮人日本軍慰安婦」は「本人の意思により経済的対価を受けて性売買をする売春業に従事する人」という認識を与えるが、これは前記のとおり原告たちの社会的評価を低下させる具体的な事実の摘示に該当する。

ウ) 小結論

したがって本件の記載中番号2、3、4、5、11、12、26、29、33部分は具体的な事実を摘示して原告たちの名誉を毀損し、

番号1, 6, 7, 8, 9, 10, 14, 15, 16, 17, 18, 20, 21, 22, 23, 24, 27, 28, 30, 31, 32, 34部分は意見表明に該当するが、原告らが被害者であるという事実を歪曲することによって原告らの人格権を侵害する。

5) 虚偽事実認定について

言論・出版を通して事実を摘示することによって他人の名誉を毀損した場合、原告が請求原因でその摘示された事実が虚偽事実や虚偽評価であると主張して損害賠償を請求する場合にはその虚偽性についての立証責任は原告にある（大法院2008年1月24日宣告2005다58823判決参照）。

検討するに、本件図書において記載しているように「朝鮮人日本軍慰安婦」と「日本人売春婦」の間に共通の社会構造的原因があったとしても、①「朝鮮人日本軍慰安婦」は前記のように大多数の人々が欺罔、強圧、暴力などの方法により本人の意思に反して日本軍慰安婦に募集され、慰安所では身体的自由、性的意思決定の自由、移動と外出の自由もなかった点、②このような朝鮮人日本軍慰安婦の強制動員及び慰安所運営などにおいて日本軍が広範囲に関与し、③朝鮮人が被告朴裕河^{パギョハ}が主張するいわゆる「帝国の一員」だったとしても、根本的には植民地統治を受ける被支配者の位置にあり、日本人とすべての資格をまったく同じに付与されたのではない点等を総合すれば、自分たちの意思に反して性奴隷生活を強要された「朝鮮人日本軍隊慰安婦」は「からゆきさん」、「日本人売春婦」と本質的な差違がある。

したがって番号2, 3, 4, 5, 11, 12, 26, 29, 33で提示した事実、すなわち「朝鮮人日本軍慰安婦」の本質が「からゆきさん

の後裔」であり、売春であると暗示した部分は虚偽事実に該当する。

イ 違法性認定について

1) 被告^{バギユハ}朴裕河の主張

本件記載部分は公共の利害に関する事項であり、その目的が専ら公共の利益のためであり、真実に基づいたものであるので違法性がないと主張する。

2) 関連法理

ア) 他人の名誉を毀損する行為をした場合に、それが公共の利害に関する事項であり、その目的が専ら公共の利益のためである時には、摘示された事実が真実であると証明された場合はもちろん、その証明がなされないとしても行為者がそれを真実であると信じるについて相当な理由があった場合には違法性がないというべきである。ここで行為者が真実であると信ずるについて相当な理由があったか否かは、その摘示した事実の内容、真実であると信ずるにいたった根拠や資料の確実性と信憑性、事実確認の容易性、摘示による被害者の被害程度など各種の事情を総合して行為者がその内容が真偽を確認するために適切かつ十分な調査をつくしたか、その真実性が客観的かつ合理的な資料や根拠によって裏付けられるかという点に照らして判断すべきである（大法院2012年12月27日宣告2010다61793判決等参照）。そして被告がその摘示された事実が真実であって、専ら公共の利益に関するものなので違法性がないと抗弁する場合、その違法性を阻却させる事由についての証明責任は被告にある（大法院2008年1月24日宣告2005다58823判決参照）。

イ) 学問の研究は既存の思想及び価値に対して疑問を提起し批判を加えることであり、これを改善するとか新しいものを創出しようとする努力であるから、その研究の資料が社会で現在受け入れられている既存の思想及び価値体系と相反し又は抵触するとしても容認されるべきである（大法院2007年5月31日宣告2004ト254判決等参照）。しかし良心の自由、言論・出版の自由、学問の自由等は我が憲法が保障する基本的な権利ではあるが如何なる制限も受けないものではなく、憲法第37条2項によって国家の安全保障、秩序維持または公共福利のために必要な場合にはその自由と権利の本質的な内容を侵害しない範囲内で制限することができる（大法院2010年12月9日宣告2007ト10121判決等参照）。

ウ) 学問の自由には研究の自由が含まれており、研究の自由には研究結果発表の自由も含まれるところ、研究結果発表の自由は同時に表現の自由の保護対象になるが、その場合学問の自由に関する憲法第22条1項は表現の自由に関する第21条第1項に対する特別規定の性格を有するといえるので、研究結果発表を目的とする言論・出版の場合にはその他の一般的な言論・出版に比べてより高度の保障を受けることになる。したがって学問研究結果を発表する言論・出版において他人の名誉を毀損する事実を摘示した場合、その違法性阻却について判断するにあたってはその摘示事実が真実であると信じるについての相当な理由等その相当性の程度を緩和して判断すべきである。そして学問の研究によって他人の名誉など人格権を侵害する場合に、学問の自由保障と個人の名誉保護という二つの法益をどのように調整するかは、学問結果の出版で得られる利益、価値と公表がなされる範囲の

広狭、その表現方法などその学問結果の出版自体について諸般の事情を勘案すると同時に、それによって毀損され又は毀損される可能性のある他人の名誉侵害の程度を比較考慮して決定すべきである（大法院1996年9月6日宣告96다19246, 19253判決、大法院2010年9月9日宣告2008다84236判決等参照）。学問の自由に属すると言っても、その実験結果が誤りであるのにこれを社会に知らせて善意の第三者に害を及ぼすならばそれは学問の自由権の範囲を越えており許容することができない（大法院1967年12月26日宣告1967다591参照）。

3) 公共性に対する判断

まず朝鮮人日本軍慰安婦問題が公的な関心事項であるかについてみると、公共の利益に関することには広く国家・社会その他一般多数人の利益に関することのみならず、特定の社会集団やその構成員全体の関心と利益に関することにも含まれるところ、本件図書は朝鮮人日本軍慰安婦についてのものであって、これは歴史的事実としてその真相が究明されるべき事案であり、日本軍慰安婦被害者はもちろん国民的関心の対象であり、本件図書のあとがきの記載内容から分かるように朝鮮人日本軍慰安婦事件の真偽について明らかにしようと本件図書を執筆して発行したものとみられるから、本件記載内容はその公共性が認められる。

4) 真実性または真実であると信じる相当な理由の有無

次に、前記のように被告朴裕河^{パギョハ}が摘示した事実の真実性が立証されたとはいえないので、真実であると信ずるについて相当な理由があったか否かについて検討すると、上記で採択した証拠に弁論全体の趣旨を総合

して認められる下記のようないくつかの事情を総合すれば、被告朴裕河^{バギョハ}が上記事実を真実であると信じ、これを真実であると信ずるに足りる相当の理由があるとは言えないので、被告朴裕河^{バギョハ}のこの部分の主張は理由がない。

ア) 学問結果出版自体についての諸般の事情

本件学問結果発表で得る利益は、被告朴裕河^{バギョハ}が朝鮮人日本軍慰安婦問題を研究して発表することができる権利を保障することである。具体的に問題になる部分は朝鮮人日本軍慰安婦問題を異なった観点から研究して発表することができる権利であるということが出来る。

本件図書は韓国と日本で出版され、公表された範囲が比較的広く、「慰安婦の本質はこうである」、「大多数の慰安婦がそうである」という表現を用い、朝鮮人日本軍慰安婦の本質について断定的表現を使用している。

ところで学問の自由は自由な精神活動を鼓吹するためのものであり、内在的な責任がある。たとえば、研究者は妥当で信頼性のある研究方法を選択すべきであり、研究結果の報告は正確でなければならない。教授が市民として行う表現行為には教授の社会的地位から来る特別な責任がある。すなわち専門家としての教授は常に正確で、適切な自制力を備え、他人の見解を尊重すべきである (AAUP, 1940, Declaration of Academic Freedom)¹。国内の大学においても関連委員会を置くなど、研究の正確性と論理性を強調している。したがって歴史的事実の

¹ 1940年米国大学教授協会(AAUP)で宣言した「学問の自由と終身任用に関する宣言文」

真偽を確認することができる客観的資料に限界があるとしても、これを学問として研究し、ある歴史的事実を発表する者としては、一般的な出版をする場合よりも歴史的事実の真偽を確認するための努力を充実させる必要があり、しかも本件図書の場合、虚構の世界を描写する小説などフィクション (Fiction) ではなく、現在生存しているか既に死亡している歴史的人物を対象とするノンフィクション (Non Fiction) 出版物であり、大学教授の研究結果物はこれを読む一般読者らがその内容を真実であると容易に信じる可能性があるから、大学教授である被告朴裕河^{パギョハ}としては摘示した事実の真実性を裏付けるに足りる資料や根拠について十分な調査活動を事前に行うことが要求される。

イ) 摘示した事実の内容及び摘示による被害者の被害程度

被告朴裕河^{パギョハ}の摘示した事実は朝鮮人日本軍慰安婦が基本的に本人の選択により経済的対価を受けて性売買をする売春業に従事する者であることを前提にしている。しかし自己の意思に反して性奴隷生活を強要され、女性としての人権を蹂躪された原告らにこのような歪曲された事実を摘示することは、否定的で衝撃的な意味を持つだけでなく、自分が朝鮮人日本軍慰安婦であった事実を全世界に明らかにして日本政府及び日本軍から朝鮮人日本軍慰安婦として強制動員され性奴隷のような生活をして人間の尊厳性が侵害されたと主張する原告らの主張が虚偽で誤りであるという認識を与えることにより、彼女らの存在自体を否定する結果をもたらし、これにより原告らの名誉と人格権を著しく侵害することになる。

たとえ学問研究はその性質上既存の真理や価値に対して疑問を持つ

たり批判を加えたりすることによって歴史発展を志向するものであるからこれを保護する必要があるとしても、歴史的人物が生存している場合には、彼らの人格権に対する保護の程度が学問の自由に対する保護より相対的に重視されるということが出来る（大法院1998年2月27日宣告97다19038判決等参照）。したがって学問研究結果を公表することによって他人の名誉と人格権が毀損される可能性がある本件においては、学問研究結果が真実であると信ずるについて相当な理由があるか否かを判断するにあたって立証の負担を緩和するとしても、一般的な学問研究結果の発表より慎重さと厳格さが要求される。

ウ) 真実であると信ずるにいたった根拠や資料の確実性と信憑性

(1) 被告朴裕河^{パギョハ}は朝鮮人日本軍慰安婦の動員に民間業者が主体になって積極的に介入したということ根拠とするが、すでに検討したように、民間業者らが欺罔、人身売買などを通して直接朝鮮人日本軍慰安婦を募集したとしても、日本軍が民間人に日本軍慰安婦の募集、設置・運営などを委託する方法で直・間接的に広範囲に介入したという陳述及び資料が存在するから、民間業者らが関与したという資料のみでは日本軍の強制動員を否定する確かな資料とは言い難い。

(2) また被告朴裕河^{パギョハ}は我々が知っている慰安所は以前から存在した遊郭施設まで含まれた可能性が大きいという点を根拠として提示するが、既存の公娼制度が軍慰安所に編入されたとしても、前記のように日本軍の関与、強制動員の事実を照らして見ると、朝鮮人日本軍慰安婦が既存の売春婦らと同じであるという事実を裏付ける十分な資料が提示されたとは言い難い。

エ) 事実確認の容易性

(1) 一方、被告朴裕河^{バギョハ}が本件図書を執筆するにあたって参考にした資料(321ページ以下)の全体的内容を検討しても、被告朴裕河^{バギョハ}は指摘した事実が虚偽か否かを容易に確認することができたとみることができる。

(2) 前記のように被告朴裕河^{バギョハ}が最小限限朝鮮では日本軍による「強制連行」がなかったと断定したのとは異なり、被告朴裕河^{バギョハ}が参考にした「証言集 強制的に連れて行かれた朝鮮人軍隊慰安婦たち」1-5巻中で約19名の朝鮮人日本軍慰安婦が「日本軍人、巡査の脅迫、暴力または拉致により日本軍慰安婦になった」と陳述している。特に被告朴裕河^{バギョハ}が40ページで韓国人の中の内部協力者を強調して「里長の息子が娘のいる家を教えてやったのではないかと思われる」という陳述を一部抜粋して引用しているが、上記の陳述を全体的に検討すると、「日本憲兵らが自分の家に尋ねて来て家族たちに暴力を振るって強制的に連行して行った」という趣旨で陳述している。また日本軍が直接的に関与しなかったという根拠として挺身隊と混同している点をあげているが、上記の証言集によっても「挺身隊として募集されたが日本軍慰安婦になった」という陳述が存在するので(第2、3巻参照)、日本軍の「強制連行」があったという事実は確認することができた。

(3) また①朝鮮人日本軍慰安婦たちの陳述中の一部陳述等を根拠に20歳すぎの朝鮮人日本軍慰安婦が一般的であったと断定するが、上記の証言集を見ると10代で朝鮮人日本軍慰安婦として募集されたとい

う多数の陳述が存在する。②慰安所で楽しい思い出があったという趣旨で引用した陳述も、やはり当事者の陳述を全体的に検討すると、慰安婦生活は大部分非常につらくて困難であったというものであり、楽しかった思い出を陳述した部分は極めて一部に過ぎないという点を容易に把握することができる（これについて被告朴裕河^{バギョハ}はこの間挺策協によって焦点が当てられなかった部分のみを抜粋して強調することによって朝鮮人日本軍慰安婦の多様な姿を見ようとするものであると主張するが、一部事実を単純に紹介するにとどまらず、一般化したり断定しているから、これは全体の事実を歪曲したことになる）。

(4) さらに前記のように日本軍と日本政府の朝鮮人日本軍慰安婦への関与を認める資料が多数存在し、被告朴裕河^{バギョハ}が参考にした文献にも含まれている。被告朴裕河^{バギョハ}は上記のように日本軍の強制動員の事実を認める史料（国連報告書など）が誤りであると主張するが、甲第5ないし12、17ないし20号証の各記載に弁論全体の趣旨を総合して知ることができる各報告書の作成過程ないし調査過程、調査内訳、参考資料などに照らして見ると、被告朴裕河^{バギョハ}が明らかにしている資料と提出した証拠のみでは、上記のような資料で認めた歴史的事実が誤りであると信ずるに足る具体的状況ないし客観的で合理的な資料が提示されたとは言い難い。

5) 小結論

上記のような事情によれば、被告朴裕河^{バギョハ}の上記のような表現は学問の自由の限界を逸脱したものとして違法であると評価されるので、原告らに対

する不法行為が成立する。

ウ 損害賠償の範囲

先に認定したとおり被告朴裕河^{バギョハ}は原告らの名誉を毀損し人格権を侵害しており、これにより原告らが精神的苦痛を受けたことは経験則上明白であるから、被告朴裕河^{バギョハ}は原告らに慰謝料を支払う義務がある。

被告朴裕河^{バギョハ}が賠償すべき賠償額の金額について検討すると、原告らは本人の意思に反して日本軍朝鮮人慰安婦にされ、性奴隷と異なるところのない苦痛を受けたにもかかわらず、我が社会の伝統的な貞操概念上、約50余年の間このような事実を明らかにできずにかろうじて暮してきた末に勇気を出して朝鮮人日本軍慰安婦である事実を明らかにした人々であって、現在皆高齢となっており、残る人生を朝鮮人日本軍慰安婦として毀損された自分たちの名誉と尊厳性の回復のみを願ってこれを主張している人々であるところ、本件名誉毀損と人格権を侵害する表現部分は原告ら主張の本質的な部分に関するものであり原告らにとって最も敏感な部分であるといえるので、これによる原告らの精神的な衝撃が大きい点、その他にすでに検討した日本軍慰安婦問題に対する社会的関心度と摘示された事実の波及範囲、被告朴裕河^{バギョハ}の本件図書出版経緯と目的、被告朴裕河^{バギョハ}の事実確認のための努力の程度、本件図書出版後の被告朴裕河^{バギョハ}の態度など本件弁論に現われた諸般の事情を考慮すると、被告朴裕河^{バギョハ}が原告らに賠償すべき慰謝料は各1000万ウォンと定めるのが妥当である。

したがって被告朴裕河^{バギョハ}は原告らに対し各金1000万ウォン及びこれ

に対する不法行為日以降であり原告らの求めるところに従い被告朴裕河^{バギョハ}に対する本件訴状副本送達日の翌日である2014年7月11日から被告朴裕河^{バギョハ}が履行義務の存否と範囲について争うために相当な判決宣告の日である2016年1月13日までは民法所定の年5%、その翌日から支払済みまでは訴訟促進などに関する特例法所定の年15%の各割合で計算した遅延損害金を支払う義務がある。

4 被告 정 종 주^{チョンジョンジュ}に対する請求に関する判断

原告らは被告 정 종 주^{チョンジョンジュ}が本件図書が原告らの名誉を毀損する内容を含んでいることを知りながら、図書出版根と葉^{プリワイバリ}を通じて積極的に本件図書の製作、配布、販売をすることにより被告朴裕河^{バギョハ}と共同で原告らの名誉を毀損する不法行為を行ったと主張する。検討するに、被告 정 종 주^{チョンジョンジュ}が本件図書を出版した事実はすでに認定した通りであるが、出版業者が単純に図書出版を依頼されて出版したという事実のみでは原告らの名誉及び人格権を侵害したとは言い難く、他にこれを認める証拠がない。

したがって原告らの被告 정 종 주^{チョンジョンジュ}に対する請求はさらに検討するまでもなく理由がない。

5 結論

そうであれば、原告らの被告朴裕河^{バギョハ}に対する請求は上記の認定の範囲内で理由があるからこれを認容し、被告朴裕河^{バギョハ}に対するその余の請求と被告 정 종 주^{チョンジョンジュ}に対する請求は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

裁判長 判事 パクチャンヨル
朴昌烈

判事 イウンビン
이은빈

判事 キムヒョジョン
김효정

別紙 1

図 書 目 録

題目：帝国の慰安婦

著者： バギユハ
朴裕河

出版社：フリワイバリ
根と葉

I S B N : 9 7 8 8 9 6 4 6 2 0 3 0 4 以上

別紙 2 目録（省略）